

東峰村 災害義援金配分表 (第6次配分まで)

義援金額	福岡県	R01.06.19現在	244,850,861 円
	東峰村	"	223,071,938 円
① 合計			467,922,799 円

② 義援金配分合計額	320,559,395 円
① - ② 義援金保留額	147,363,404 円

(単位:円)

区分【福岡県配分比】		1次配分基準金額	2次配分基準金額	3次配分基準金額	4次配分基準金額	5次配分基準金額	6次配分基準金額	基準合計額
人的被害	死亡者・関連死を含む【10】		1,000,000	1,000,000	2,000,000			4,000,000
	重傷者のいる世帯	3か月以上の治療を要す【5】	500,000	500,000	1,000,000			2,000,000
		1か月以上3か月未満の治療を要す【3】	300,000	300,000	600,000			1,200,000
住家被害	住家の全壊世帯	り災証明の認定「住家・全壊」【10】	1,000,000	1,000,000	2,000,000			4,000,000
		※再建加算			1,000,000			1,000,000 以内
		※ふるさと加算			1,000,000			1,000,000 以内
		※再建加算強化 (但し、再建加算・ふるさと加算を満額受給していること)					4,000,000円以内	4,000,000円以内
	住家の大規模半壊世帯	り災証明の認定「住家・大規模半壊」【5】	500,000	1,000,000	1,500,000			3,000,000
		※再建加算			750,000			750,000 以内
		※ふるさと加算			750,000			750,000 以内
		※再建加算強化 (但し、再建加算・ふるさと加算を満額受給していること)					3,000,000円以内	3,000,000円以内
	住家の半壊世帯	り災証明の認定「住家・半壊」【5】	500,000	500,000	1,000,000			2,000,000
		※再建加算			500,000			500,000 以内
		※ふるさと加算			500,000			500,000 以内
		※再建加算強化 (但し、再建加算・ふるさと加算を満額受給していること)					2,000,000円以内	2,000,000円以内
	住家の一部損壊世帯	り災証明の認定「住家・一部損壊」【1】	100,000	100,000	200,000			400,000
		長期避難世帯(国の基準に準じる)加算				1,600,000		1,600,000
		※再建加算				500,000		500,000 以内
		※ふるさと加算				500,000		500,000 以内
		※再建加算強化 (但し、再建加算・ふるさと加算を満額受給していること)					1,000,000円以内	1,000,000円以内
	貸主			100,000				100,000
	自力みなし住宅			100,000				100,000
	自力みなし住宅	家賃支払がある加算			300,000			300,000
2年目以降も家賃支払がある						500,000	500,000	
借家	住家の全壊世帯【10】	1,000,000					1,000,000	
	住家の大規模半壊世帯【5】	500,000	250,000				750,000	
	住家の半壊世帯【5】	500,000					500,000	
	住家の一部損壊世帯【1】	100,000		50,000			150,000	
住宅被害等	○被災証明書取得世帯 (り災証明書取得世帯とは重複しません) ○村内に在住もしくは勤務されている・勤務されていた方		100,000					100,000
店舗・事業所 (一部損壊以上の被害を受けた店舗事業所等の事業用建物)	所有者	全壊(大規模半壊)相当		300,000	100,000			400,000
		半壊・一部損壊		300,000	100,000			400,000
	貸主				100,000			100,000
	賃借者	全壊(大規模半壊)相当		150,000				150,000
半壊・一部損壊			150,000				150,000	
商工業者	事業主	商工業者の被害程度に応じて義援金配分する。500万円未満の被害に対して(一律)10万円、500万円以上の被害に対して10%程度の支援を行う。			100,000~4,600,000			100,000~4,600,000
仮住宅から転居支援	応急仮設住宅及び自力みなし住宅から転居する世帯					500,000		500,000

※再建加算

- り災証明の認定が「住家・全壊」「住家・大規模半壊」「住家・半壊」「住家・一部損壊(長期避難世帯)」の世帯のうち、住宅の再建(建設、購入または補修)を2020年8月4日(発災より37か月)までに行う世帯。
- り災証明の認定が「住家・一部損壊」の世帯のうち、住宅の再建(建設、購入または補修)を発災より2018年12月20日までに行なう世帯。

注:家電製品等(動産)の購入費は除きます。

※ふるさと加算

上記の世帯のうち、東峰村内で再建を行う世帯。